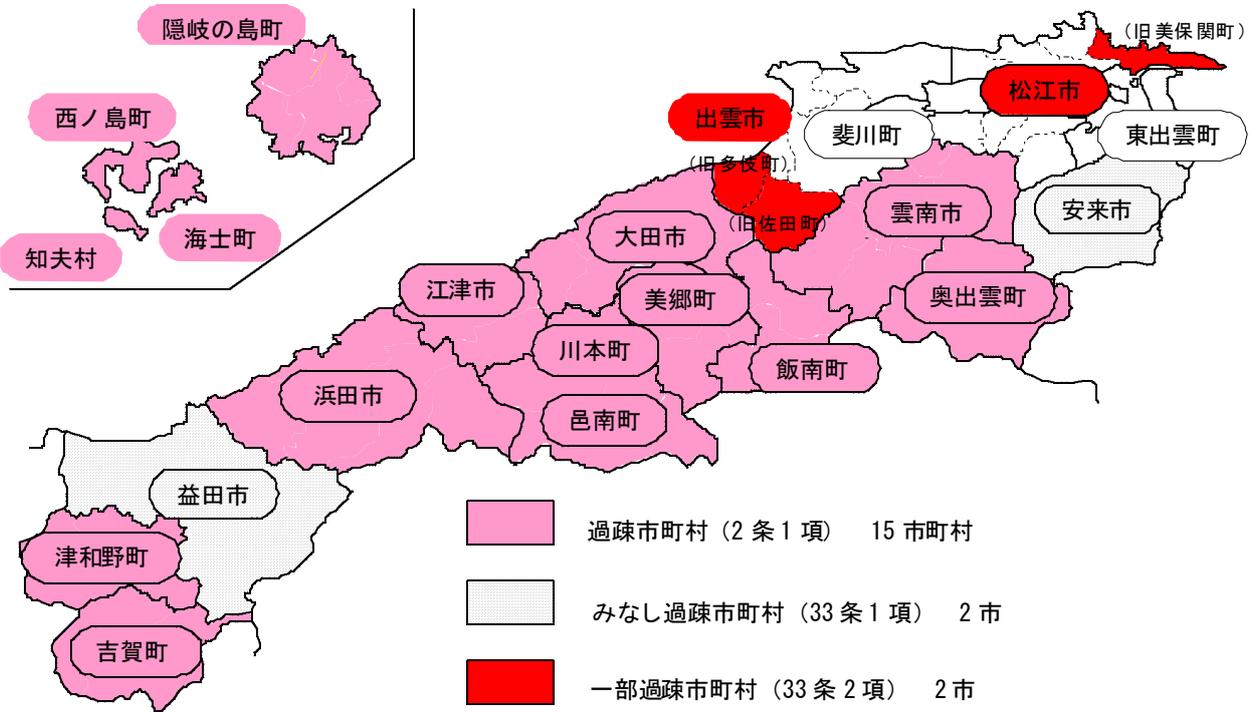


# 島根県過疎地域自立促進方針

—平成22年度～平成27年度—

平成22年8月  
島 根 県

# 島根県の過疎市町村



平成22年4月1日 現在

# 目 次

1. 基本的事項	1
(1) 過疎地域の現状と問題点	1
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	6
(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	11
2. 産業の振興	12
(1) 産業の振興の方針	12
(2) 農林水産業の振興	13
(3) 地域産業の振興	15
(4) 企業の誘致対策	16
(5) 起業の促進	16
(6) 商業の振興	16
(7) 観光及びレクリエーション	17
(8) 港湾の整備	18
(9) 自然エネルギーの利用	18
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	19
(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	19
(2) 県道及び市町村道の整備	19
(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備	20
(4) 交通確保対策	20
(5) 情報通信施設の整備	21
(6) 地域の情報化の促進	21
(7) 地域間交流の促進	22
4. 生活環境の整備	23
(1) 生活環境の整備の方針	23
(2) 簡易水道、下水処理施設等の整備	23
(3) 消防・救急施設の整備	24
(4) 景観を活かした地域づくり	24

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	25
(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	26
(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	26
6. 医療の確保	28
(1) 医療の確保の方針	28
(2) 医師の確保	28
(3) 看護職員等の医療従事者の確保	28
(4) 医療機関間の役割分担と医療連携体制の構築	29
7. 教育の振興	30
(1) 教育の振興の方針	30
(2) 学校教育の振興等	30
(3) 社会教育及びスポーツの振興等	31
8. 地域文化の振興等	32
(1) 地域文化の振興等の方針	32
(2) 地域文化の振興等	32
9. 集落の維持、活性化	33
(1) 集落の維持、活性化の方針	33
(2) 新たな地域運営の仕組みづくり	33
(3) U I ターンの促進	33
参 考 資 料	34

## 1. 基本的事項

---

### (1) 過疎地域の現状と問題点

過疎地域自立促進特別措置法に基づき公示された本県の過疎地域市町村は、21市町村のうち19（市の一部の区域が過疎地域とみなされる場合も含む：以下同じ）市町村にも  
のぼり、面積で85.4%、人口では50.1%が過疎地域で占められている。

これら過疎地域の多くは、離島である隠岐と県西部全域、県東部の中国山地沿いの農山  
漁村に分布しており、その大部分が林野等で占められている。

本県の過疎化は、基本的には昭和30年代以降の日本経済の高度経済成長に伴って、農  
山漁村を中心とする地方の人口が急激に都市、特に大都市に吸引されたことに起因するも  
のである。そして、本県独自の要因としては昭和38年豪雪、昭和39年豪雨、昭和47  
年豪雨、昭和58年豪雨といった度重なる災害の発生をあげることができる。

その後、大規模な人口流出は昭和50年代にいったん収束し、バブル崩壊後の不況によ  
りさらに鈍化したものの、アメリカの景気回復や中国の成長を背景とする長期景気回復に  
より、雇用機会を求めての人口流出が拡大しつつある。

加えて、少子高齢化に伴い自然減が拡大しており、社会減と自然減の両方に起因した人  
口減少により、総体として地域活力の低下を招いている。

こうした本県過疎地域の現状と問題点について、人口の動向、集落の状況、産業の動向、  
日常生活を支える諸機能などの側面から分析すれば、次のとおりである。

#### A. 人口の動向

##### ①総人口

昭和40年及び昭和45年の国勢調査では、それぞれ直前の5年間で、▲11.0%、▲  
10.2%の急激な減少率を示していた過疎地域の人口は、昭和55年及び昭和60年の国  
勢調査ではともに▲0.3%、▲0.4%と減少が鈍化した。平成2年以降の国勢調査では  
▲4.0%（H2）、▲3.4%（H7）、▲4.3%（H12）、▲5.0%（H17）と再び人口減少率  
が大きくなってきている。地域別に見ると、石見部及び隠岐郡の減少傾向が高くなって  
いる。

また、人口減少率の区分ごとに過疎地域市町村数（平成22年4月1日時点の区域によ  
る。）を見ると、直前の5年間で10%以上人口が減少した町村が、昭和40年には14  
団体、昭和45年にも12団体であったが、その後次第に減少傾向が緩やかになり、昭和  
55年には人口増加に転じた市町が6団体出てきたが、平成2年には再び全過疎地域市町  
村が人口減少団体となった。平成7年以降も、総じて減少傾向が続いており、平成17年  
には18団体が人口減少し、うち3団体は10%以上もの減少率となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると平成 32 年の県内の総人口は 65 万 6 千人、高齢者比率は 35 %になると予測され、一層の人口減少、少子高齢化が進行すると見込まれる。

### <人口増減率>

単位：%

区分	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12
過疎地域	▲ 11.0	▲ 10.2	▲ 3.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 4.0	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.0
出雲部	▲ 8.7	▲ 8.9	▲ 3.2	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 2.8	▲ 3.5	▲ 4.1	▲ 4.6
石見部	▲ 12.0	▲ 10.5	▲ 3.4	▲ 0.3	0.0	▲ 4.5	▲ 3.2	▲ 4.5	▲ 5.2
隠岐郡	▲ 13.1	▲ 13.7	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 4.7	▲ 5.2	▲ 3.2	▲ 6.1
非過疎地域	▲ 1.2	1.4	3.5	5.3	3.3	1.1	1.4	2.1	0.1
県全体	▲ 7.6	▲ 5.8	▲ 0.6	2.1	1.3	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 2.5

出典：国勢調査

### ②若年者比率

平成 17 年国勢調査で見ると、本県過疎地域の 15 歳以上 30 歳未満の人口が占める割合（若年者比率）は、全国平均（非過疎地域を含む。）17.4%を大きく下回り12.8%にすぎない。

この数値は昭和 35 年（20.0%）以降一定して減少の傾向にあったが、平成 7 年から若干増加してきている。しかしながら、若年者の人口流出は依然として構造的なものとなっており、地域別に見ると、隠岐郡、石見部の低下が顕著である。

この主な要因としては、地域において雇用の受け皿となる場が限定されていることに加えて、都会地の景気回復や団塊の世代の大量退職を背景とした求人の増加が考えられる。

過疎地域の自立促進を図るためには、若者の定住が必要不可欠であり、魅力ある雇用の場を確保することが急務となっている。

### <若年者比率>

単位：%

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
過疎地域	20.0	19.2	18.1	17.8	15.7	14.2	13.4	13.6	13.9	12.8
出雲部	20.5	20.0	18.9	18.3	16.2	14.4	14.0	14.3	14.5	13.3
石見部	20.0	18.9	17.6	17.5	15.5	14.3	13.3	13.4	13.8	12.7
隠岐郡	18.2	17.8	17.8	18.3	15.4	12.0	10.9	11.0	11.9	11.0
非過疎地域	24.6	24.8	24.4	22.7	19.9	18.4	18.6	18.9	18.7	16.7
県全体	21.6	21.3	20.6	19.9	17.5	16.0	15.8	16.1	16.3	14.7

出典：国勢調査

### ③高齢者比率

本県過疎地域においては、高齢化の進行が著しく、平成17年の高齢者比率は、31.5%であり、全国平均（非過疎地域を含む。）の20.1%、県平均の27.1%を大きく上回っている。

地域別に見ると昭和35年以降、一貫して隠岐郡が高い。

また、高齢者比率が25%以上の過疎市町村は、昭和55年に1団体であったが、平成12年以降は一部過疎市町村である松江市、出雲市を除く17団体となっている。また、平成17年には高齢者比率が40%以上の団体が2団体あるなど高齢化は一層進行している。

高齢化の進展に伴う後期高齢者の増加により、要介護者、介護費用ともに増加する傾向にある。

また、認知症高齢者や一人暮らし・夫婦のみの高齢者世帯の増加により、様々な分野からの支援が必要な高齢者の増加に対応するため、地域の関係者が連携して最適なサービスを提供する支援体制の構築が求められている。

### <高齢者比率>

単位：%

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
過疎地域	8.7	10.3	12.4	14.0	15.6	17.5	21.0	25.1	29.0	31.5
出雲部	8.1	9.6	11.6	13.0	14.5	16.6	20.1	24.3	28.4	31.1
石見部	8.8	10.6	12.7	14.3	15.9	17.7	21.3	25.3	29.1	31.5
隠岐郡	10.2	11.6	14.0	16.1	17.7	19.9	23.1	27.2	30.4	32.9
非過疎地域	7.9	8.7	9.5	10.3	11.3	12.6	14.8	17.8	20.4	22.7
県全体	8.4	9.7	11.2	12.5	13.7	15.3	18.2	21.7	24.8	27.1

出典：国勢調査

### ④就業人口

過疎地域における産業別就業人口は、平成7年から平成17年までの10年間に第一次産業で4,853人、28.1%減少〔農業▲28.2%、林業▲26.8%、漁業▲27.8%〕しているのみならず、第二次産業についても9,649人、18.3%減少〔鉱業▲27.2%、建設業▲4.1%、製造業▲27.3%〕している。

農業の就業人口は年々減少しているが、全国平均と比較すると、その割合は依然として高い。また、建設業の就業人口も公共事業費の削減により近年は減少傾向にある。

一方、第三次産業では8,022人、6.8%増加〔サービス業+14.7%、運輸通信業+4.0%、金融・保険業▲24.0%〕している。

これは、高齢化の進展により、社会福祉施設を中心とした医療・福祉サービス業の就業人口の増加によるものである。

## B. 集落の状況

過疎地域には、都市で失われつつある豊かで温もりのある人間関係が残されており、過疎地域の集落は、葬祭や草刈りなどの共同作業を通じて、社会共同生活の基礎的な単位として地域を支えてきた。

しかしながら、過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、既存の集落単位の取組みだけでは地域を維持することが難しくなっている。

特に、集落の人口が10人未満で全員が65歳以上といった極端に小規模・高齢化した集落では、集落の活動が停止する恐れや、その存続さえ危ぶまれている状況である。

また、集落の年齢構成に着目すると、現在集落活動や農業の主な担い手である昭和一桁生まれの方々が、世代交代の時期を迎えており、円滑な世代交代が行われないと、地域活動の担い手が急激に減少し集落機能の低下や耕作放棄地の増加、森林の荒廃が一層進行することが懸念される。

## C. 産業の動向

島根県の産業構造は、全国平均と比較して農林水産業、建設業、公務の占める割合が高く、製造業、卸売・小売業の割合は低いことから、公的部門への依存度が高い。

農林水産業は過疎地域の基盤となる産業であるが、消費者の低価格志向による米価や木材価格の低迷等に伴い、生産額の減少、就業者数の減少が続いており、厳しい状況となっている。また、これまで地域の産業を担っていた世代から次の世代への交代の時期を迎えているが、その確保はきわめて困難な状況にある。

農業では、就業者の3分の2が65歳以上の高齢者で、耕作放棄地も増加していることから、地域農業を支える担い手の確保と、地域ぐるみでの農地の維持が課題となっている。

また、農産物の産地間競争が激化するとともに、安全・安心に対する関心の高まりや健康、本物志向など農産物への消費者ニーズは益々多様化していることから、このような動きに対応した各地域の特色を活かした産品づくりや環境にやさしい農業推進等が一層重要であり、6次産業化や販路拡大にも努めていく必要がある。

林業は、中国の木材需要の増加等により外材が入りにくい環境にあることから、国産材の需要が高まり、県内でもスギ材を中心に生産量が増加している。

しかしながら、木材価格が依然低迷していることなどから、生産コストの低減を図りつつ、木材を安定的に生産・流通・加工・消費する仕組みづくりが求められている。

水産業は、近年の資源の減少、燃油の高騰、価格の低迷、就業者の高齢化等により、経営収支の悪化、担い手不足が深刻となっており、持続的に利用するための水産資源の適切な管理、つくり育てる漁業の推進、新たなブランド魚種の確立、マーケットへの販売力の強化を進めていくことが求められている。

製造業は、誘致企業の立地等が進む地域も見られるものの、小規模・零細な下請型企業

が多く、労働生産性が低いなど総じて競争力が弱い状況にある。また、人口流出による若年労働力の不足などに悩む地域もある。

このため、企業体質の強化、高付加価値化と生産性の向上など産業の高度化や、若者にとって魅力ある雇用の場を確保するための新産業の創出などが課題である。

観光については、文化・歴史・自然・食等の豊富な観光資源を有しており、交通基盤や観光施設の整備も進んできているが、旅行の形態・目的が多様化している観光客のニーズに十分対応し切れているとは言えない。

また、地域の特性を活かした特産品づくりなどの地域産業おこしが、最近の自立志向を背景として熱心に取り組み、各地で新たな動きが見受けられるが、販売ターゲットを明確にした上で、その層が求める製品の開発、改良を進め、売れるものづくりを推進していく必要がある。

#### D.日常生活を支える諸機能

過疎地域は、人口が少なく、山間部や海岸部に集落が点在しているため、人の移動や物流、各種サービスの提供にコストがかかる不利な条件下にある。

このため、医療機関、福祉施設、商業店舗、行政機関、金融機関等の日常生活を支える機関や施設を効率的に運営することは、都市と比較して困難な状況にあり、結果的にこれらの統廃合や閉鎖が進んでいる。

地域の医療については、全国的に医師・看護職員の不足が叫ばれる中で、過疎地域の医療を支える中核的な病院でさえ、これら医療従事者の確保が困難になっており、極めて厳しい状況にある。そのため、限られた医療資源を有効に活用し、医療機関の間で医療機能を分担・連携していくことが重要である。

鉄道、バス、離島航路等の地域生活交通については、人口減少が進み、利用者減少による交通事業者の経営体力低下等の要因により、路線の廃止・縮小や減便が続いており、特に、高齢者や学生等のいわゆる交通弱者の通院、通学、買い物等に支障が生じている。

商業については、過疎化・高齢化による店舗の廃業が進んでおり、日常の生活必需品が必要なときに購入できる身近な商業機能の確保が必要である。

このほか、光ファイバー等のブロードバンド整備や携帯電話のエリア整備が都市と比較して相対的に困難な状況にあり、結果的に利便性が低くなっていることや、人口減少によって地域住民のつながりの中で維持されてきた防犯機能が低下していること、子どもの数が少なく、子育て家庭が点在しているために多様な保育ニーズへの対応が困難であり、きめ細やかな子育て支援を受けにくいことなど日常生活にかかる様々な課題がある。

## E. 公共施設の整備

これまでの40年余にわたる過疎対策により、道路をはじめとする各種公共施設については、着実に整備が進み住民の福祉の向上に大きく寄与しているところである。

道路の改良率は向上しつつあるが、依然として全国平均とは開きがある。

また、市町村合併に伴い日常生活圏が広域化しており、地域生活を維持するために医療、福祉、教育、商業等の分野で周辺都市との広域的な連携が重要である。そのため、広域的連携を図る国道や、隣接市町村間及び市町村と生活圏中心都市とを結ぶ県道など、ネットワークとしての総合的な道路整備が一層求められている。

また、下水道等の污水处理施設は、基礎的な生活条件として、快適な居住環境に不可欠だが、特に県西部での污水处理人口普及率は低く、計画的かつ効率的な整備が必要である。

情報通信施設については、県内のほぼ全域において、高速インターネット環境が整ってきているが、地理的な条件や採算面から、光ファイバーなどによる超高速インターネット環境の利用可能世帯率は、全国平均に比べて低い状況である。

また、日常生活に不可欠な携帯電話についても全く通話ができない不感地域が残っている。

## (2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

過疎地域は、農地、林地等の資源を多く有し、安心・安全な食料の供給、水やエネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源の涵養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

このように、都市と過疎地域は、共に支えあう「共生・互惠」の関係にあるが、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、過疎地域では小規模・高齢化した集落が増加し、地域運営の担い手の不足や通学、通院、買い物等の日常生活における困難な状況もみられ、住民生活の維持さえ極めて厳しい状況となっている。

このような状況の中、島根県ではおおむね10年後の島根の将来像を想定して、平成20年3月「島根総合発展計画」を策定し、その下部計画として中山間地域の活性化を推進するため「中山間地域活性化計画」を策定した。

島根総合発展計画においては、私たちの住む島根が、時代の大きな転換期にあっても、しっかりとした足取りでこれからの時代を切り拓いていくためには、社会経済の変化を見据えながら、県民一人ひとりが誇りと自信を持ち、総力を結集して活力に満ちた島根を築いていくことが重要であり、目指すべき将来像を、

「豊かな自然、文化、歴史の中で、

県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」

として掲げた。

この将来像の実現に向けて、次の3項目を基本目標に総力を結集して取り組む。

『活力あるしまね』、『安心して暮らせるしまね』、『心豊かなしまね』

一方、これまでの40年余にわたる過疎対策により、過疎地域の基礎的な条件整備は相当程度進んできたものの、過疎地域の置かれている現状は、依然として厳しいものがある。

このため、本県の過疎地域の自立促進のためには、引き続き真に必要な社会基盤を整備するとともに、安全・安心な地域生活確保対策、地域資源を活かした産業振興・雇用対策、農地・森林の管理・利用対策、都市との交流対策を柱とし、多様な主体との連携・協働、ソフト対策などを重視した総合的な対策を進めていく必要がある。

なお、過疎地域が抱える諸課題を個々の市町村の対応だけで解決することは容易ではなく、特に医療・教育・交通・商業機能といった分野は、広域的な機能連携により機能を確保することが必要である。

このような基本認識の下、次のような各種施策を県と過疎地域市町村が一体となって総合的かつ計画的に展開することにより、過疎地域の自立促進を図るものとする。

#### A. 産業振興施策の拡充・強化

過疎地域における若者の流出が第一義的には魅力ある就業の場が少ないことに起因するものである以上、若者の志向に合致した就業機会の拡大のため、次のような視点に立った産業振興対策を積極的に推進し、地域産業の自主的活動を支援していく必要がある。

その際、地域の総合的な経営主体である市町村や商工団体等の産業振興に関わる諸団体の連携・協力した支援体制の構築にも留意すべきである。

##### ①農林水産業の振興

農林水産業は、過疎地域の基幹産業として地域に密着した重要な産業であり、食料や木材の供給などを通じて都市部の住民生活を支えている。

しかし、農林漁業者が減少し、高齢化が一層進行することが予測される中であって、農林水産物を安定的に供給するためには、それぞれの地域で強みとなる地域資源を生かして競争力のある農林水産業経営が持続的に展開できなければならない。

このため、企業的経営体を中核として、地域産業として農林水産業を定着させ、農山漁村の雇用の受け皿となる機能を確保し、地域の特長を生かした先進的な技術による生産や創意工夫による独自の流通、販売を実践することにより、経済的に自立できる効率的な農林水産業の展開を目指す。

さらに、農山漁村には、農林水産物をはじめ、再生可能な資源であるバイオマスなど活

用可能な資源を多く有している。これらの資源を有効に活用し、食品産業をはじめとする様々な産業と連携し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネス、新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進するなど、地域における新たな雇用と所得の確保を図ることが重要である。

また、このような取組みの推進にあたっては、企業、大学、試験研究機関等との産学官連携を積極的に図ることも重要である。

このほか、農山漁村が持っている洪水防止機能や良好な景観の形成など多面的機能を維持するため、地域や県民・企業等との協働などによる、森林や水路等施設の保全管理、耕作放棄地解消等の活動を推進する必要がある。

## ②地域産業の高度化と新たな展開

本県の過疎地域の産業が発展していくためには、既存の産業の活性化や高度化に加えて、新分野等への新たな展開を図ることが必要である。

そのため、地域に存在する資源の利活用に努める一方、農商工連携など産業間の交流を促進するとともに、多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる製（商）品の開発、技術力向上による製（商）品の高付加価値化と生産の態様に見合った新たなビジネスモデルを構築するなど、産業構造の転換に向けた的確な対応が求められる。

また、産業技術センターやしまね産業振興財団、商工団体などを中心とした産業支援機関による積極的な取組みを進めていく必要がある。

## ③企業の誘致

企業の誘致は、地域経済の発展と県内の新規学卒者やU I ターン者の受け皿となる雇用の場の確保に極めて有効であり、地域の特性、優位性、地域資源に着目する中で、特に若者にとって魅力がある企業の立地促進に努めるとともに、労働力の確保や産業インフラの整備に当たっては、関係機関と連携し、促進を図っていく。

## ④観光開発とレクリエーション産業の振興

近年の観光客のニーズの多様化・目的志向・本物志向に応えるため、本県の持つ豊富な自然的・歴史的・文化的資源を観光資源として最大限活用し、県民自らが主体的に参加するテーマ性・物語性のある観光地づくりを推進するとともに、全国的な知名度の低さを克服するため、戦略的な誘客宣伝を積極的に展開する。

また、観光案内設備や交通基盤の充実による観光地間のネットワーク強化等、観光基盤の整備を図るとともに、「おもてなしの心」の醸成など観光客の受け入れ体制の充実を図る。

さらに、首都圏等における観光・物産をはじめとする総合的な情報発信機能を強化する

ことにより、新たな観光需要の喚起を図るとともに、島根県産品の認知度向上・販路拡大を図る。

#### ⑤自然エネルギーの利用

自然エネルギーは、エネルギーの安定供給の確保に資するとともに、CO<sub>2</sub>の排出が少なく環境に与える負荷が小さいエネルギーであることから、近年、積極的な活用が図られており、今後も、その傾向は高まっていくものと考えられる。

過疎地域においては、再生可能な資源として豊富に存在する森林を活用した木質バイオマスをはじめ、風力や太陽光などの自然エネルギーの導入を促進することにより、関連産業の活性化や雇用の促進が期待できる。

こうしたことから、積極的に自然エネルギーの導入の促進を図っていく。

#### B. 交通通信体系の整備、情報化等の促進

中国縦貫自動車道、中国横断自動車道広島浜田線等の開通済みの高速道路の利活用や出雲空港、萩・石見空港、及び隠岐空港を発着する航空路線の維持・充実を図るとともに、山陰自動車道や中国横断自動車道尾道松江線の早期建設を推進していく。

これにあわせて、陰陽を結ぶ国道の整備を促進するとともに高速交通拠点や生活圏中心城市への連絡を図る道路、中山間地域の東西方向の移動を円滑にする道路などを整備し、1日行動圏の拡大を図る。また、地域住民の利便性を高めるため有機的ネットワークの形成を目指した道路の整備や鉄道、バス路線及び航路など生活交通の確保を図る。

なお、特に交通空白地域・不便地域の解消に向けて、身近な生活交通の確保を図る。

農山漁村においては、農林水産物の生産及び流通の合理化、生活環境の改善を図るため、農道、林道及び漁港関連道の整備を図る。

情報通信基盤の整備については、過疎地域においても都市部と同様に光ファイバーなどによる超高速情報通信環境の整備を促進するとともに、ICTを活用し、医療や介護、教育分野におけるサービスの向上や場所にとらわれない産業活動を推進する。

#### C. 生活環境の整備

過疎地域における定住条件の一つとして、快適な生活環境施設の整備があるが、都市に比較して水道、汚水処理施設などの整備が遅れているため、上下水道や浄化槽などの整備を進める。

また、消防職員の確保、設備・装備の充実等に引き続き取り組んでいくとともに、救急・搬送体制の高度化、広域化を一層推進する。

さらに過疎地域には、人々が心豊かに暮らしていくための自然環境や多くの優れた景観、文化・歴史的資源がたくさんあり、これらを一層活用していく。

#### D. 高齢者等施策の拡充・強化

高齢者が社会における主要な構成員として住み慣れた地域で健康でいきいきと活動し、あらゆる世代が新たな高齢社会へ挑戦するという意識をつくり上げるために、高齢者の福祉施策の基本目標を掲げた「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画（H21策定）」の積極的な推進により、高齢者が積極的に社会参加をするとともに、「自立と尊厳」を持って健やかに生活できるよう、福祉・介護サービスをはじめとする各種施策の拡充・強化を図る。

超高齢社会にあっては、地域全体で高齢者を支える体制を築いていくことが必要であり、県、市町村等の行政機関はもとより、各種住民団体やボランティアなどの参画のもとに、県民が一丸となって計画の着実な推進を図る。

なお、高齢者を含めた住民の定住化、UIターン等を図ることが過疎地域の活性化にもつながることから、まちづくり・むらづくりを進めていく上で、全国に範となる高齢者保健・福祉施策を積極的に推進する。

全国的な少子化が進む中、本県においても、核家族化、地域のつながりの希薄化、仕事優先の雇用環境等に起因する、子育てに対する不安や負担が増大し、また、結婚や子育てに関する意識や価値観の変化を背景に、急速に少子化が進行しつつある。

こうした中で、本県では「島根県次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会を目指し、基本的な施策を推進していく。

また、障がい者が住みたい地域でその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるような社会の実現を目指す。

#### E. 医療の確保

島根県の過疎地域は、診療所における医師の高齢化や後継者不足といった要因に加え、近年の総医療費抑制政策や医学部定員の削減、初期臨床研修制度の創設などに起因する医師不足や産科等の特定診療科での医師不足が深刻化している。これらの地域では、中核的病院ですら診療科の廃止や救急告示の取り下げが起きるなど、まさに地域医療は崩壊の危機に瀕している。

このため、「安心して暮らせる島根」の実現に向けて、医師、看護職員をはじめとする医療人材の養成・確保と医療連携体制の整備に努め、総合的に過疎地域における医療提供体制の確保・充実を図る。

#### F. 教育・文化の振興

県民一人ひとりがその個性と能力を伸ばし、生きがいのある健康で豊かな人生がおくれるよう、生涯を通じて「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる多様な機会を提供するとともに、こうした学習活動を人づくりや地域づくりに活かしていく。

さらに、次代を担う子どもたちを育成するため、自ら学び、自ら課題を解決するなどの「生きる力」を育成するとともに、ふるさと教育や環境教育、福祉教育などの特色ある教育を推進する。このため、学校、家庭、地域社会の連携強化を図っていく。

また、多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域づくり、地域の伝統文化や伝統芸能を保存し特色ある地域づくりを進め、文化を通じていきいきと暮らせる文化活動を推進していく。

#### G.集落の維持、活性化

過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、既存の集落単位の取組みだけでは地域を維持することが難しくなっている。

こうした状況のなかで、集落の維持・活性化を図るために、これまで地域運営の中心であった集落の機能を補完する NPO 法人、集落営農組織など多様な主体の参画による、例えば小学校区、公民館区など集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくりや、U I ターンへの促進による新たな担い手の確保に取り組む。

#### (3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通通信ネットワーク等の整備により、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大、多様化し、ますます広域化する中、市町村のエリアを越えた広域的な地域を単位として活性化に取り組むことは、事業規模の拡大や効率的な投資などの面で期待できることから、今後の過疎対策の実施に当たっては、広域的な視点に立ち、各市町村の特性を踏まえながら、適正な役割分担と相互の有機的関連性を保って実施していくことが重要である。

以上のことから本方針に基づき策定される「過疎地域自立促進県計画」及び「過疎地域自立促進市町村計画」の内容は、島根総合発展計画、定住自立圏共生ビジョン等の広域的な経済社会生活圏の整備の計画等の内容と相互に整合性を保つよう十分調整を図るものとする。

## 2. 産業の振興

---

### (1) 産業の振興の方針

過疎地域の活性化を図っていく上で産業の振興を推し進めることは、所得水準の向上、魅力ある雇用の場の確保による若者定住促進等の観点から最も重要な課題である。

農業については、地域の実情に即した担い手の育成や、消費者ニーズを敏感につかみ、安全・安心な農畜産物を安定的に生産、供給できる体制の強化、地域資源の適正な保全、利活用ができる仕組みづくりや、都市農村交流の促進など、農業者が、将来に向け希望と誇りを持って取り組める農業の確立を図る。

また、地域産品のブランド化に取り組む一方で、消費者や生産者、関連事業者等が一体となって地域資源の維持保全活動に取り組む。

林業については、長期的視点に立った持続可能な林業経営の仕組みづくりと、「木を伐って、使って、植える」森林資源循環システムを実現し、豊かな森林資源を背景とした地域経済の活性化を目指す。

そのため、計画的な木材供給体制の整備や、県内外での需要拡大等に取り組む。

一方、公益的機能が高い森林の整備については、広く県民の理解を得ながら、「水と緑の森づくり」に取り組み、森林管理に要する費用を社会全体で負担する気運の醸成に努める。

水産業については、漁業経営の安定を図るとともに、安全で安心な水産物を安定供給する責任を果たし、県民の支持を得る地域産業として、本県の水産業を永続的、安定的に発展させていくことを目指す。

農山漁村の持続的な発展を図るためには、経営感覚に優れた中核的な担い手を育成・確保していくことが必要である。このため、経営や生産技術などの指導・支援、労働環境や定住環境の改善、就業相談や研修による就業促進等の取組みを進める。

産業の高度化と創造的な地域産業の育成を図るため、産業構造の転換促進を図り、中小企業の情報化支援や産・官・学連携の一層の促進など、総合的な支援体制を構築し、地域産業の複合化・融合化を進める。特に過疎地域では、地域資源活用や農商工連携の視点が重要である。

製造業の振興については、高付加価値化を目指し、経営力・技術力・販売力の強化及び人材育成対策や金融対策等の充実による企業の競争力の強化を図るとともに、県が牽引役となって付加価値の高い新たな分野での製造業創出を図る。特に新産業創出のテーマの一つである健康食品産業については、過疎地域の農林水産資源を活用し、農林水産業と製造業が連携した高付加価値型の産業創出を目指していく。

また、情報産業分野においては過疎地域における不利的な要素も少なく、自然豊かで快

適な開発環境を提供できることから、その優位性を活かし、企業の技術力の向上や人材育成、情報発信等を行うことにより、IT企業の事業拡大と集積を目指していく。

また、地域の特性、優位性、地域資源に着目する中で、若者に魅力ある雇用の場を確保するための企業の立地促進に努める。

商業については、過疎地域における小売商業の活性化を促進し、日常の生活必需品が購入できるよう身近な商業機能の確保を図るとともに、小規模企業対策や企業体質の強化などにより、消費者ニーズに対応した魅力ある商業・サービス業の展開を図る。

また、既存の交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルを構築する。

過疎地域の中小企業の支援等を行っている商工団体等については、創業、経営革新、情報化支援や経営安定化の支援に加え、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業者ニーズや中小企業等が行う地域活性化の取組みに的確に対応していくための支援体制の充実を図る。

また、観光による消費は他産業に大きな経済波及効果を及ぼしており、特色ある地域特産物は地域の観光イメージの形成に大きな効果があることから、農林水産業・製造業など関連産業と連携をとりながら、全体をマネジメントする経営手法の展開や消費者ニーズを十分踏まえた地域特産物の複合的活用による観光・物産振興を図る。

さらに、観光・物産振興に当たっては、観光施設や受け入れ体制の整備、情報を的確に提供できる体制の構築を進め、地域の持つ優れた観光資源を活かした観光地づくりに努めるとともに、特色ある地域資源として何を活用していくかを十分に見極めた上で、地域の官民が一体となった取組みに対し、積極的に支援していく。

自然エネルギーの利用については、過疎地域において豊富に存在する木質バイオマス資源の利用の促進や風力発電事業など、期待される効果が大きいことから、導入の促進を図っていく。

## **(2) 農林水産業の振興**

消費者志向が安全で安心、高品質な農水産物へと高まるなか、多様な消費者ニーズに対応した生産の推進を図る。また、生産段階での安全確保と消費者自身が安全を確認できる仕組み等を構築することにより、食に対する信頼の確保を図る。

こうした取組みにより農林水産業と農山漁村の役割について、県民一人ひとりが再認識し、関心を持ち、社会全体で守り育む気運と誇りの醸成を図る。

県内外の流通・販売体制の強化については、地産地消や生産者と流通関係者とのマッチング、大都市圏での販売チャンネルの開拓等を推進するとともに、東アジアを中心とした海外への輸出拡大を図るため、輸出者の育成や組織化を誘導する。

また、農林水産物や農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用し、1次産業の農林水産業と、2次産業の製造業、3次産業の小売業等との連携融合を図る6次産業

化を進めるとともに、優れた農山漁村の資源を活用した農産加工・農家レストラン・交流ビジネス等、新たなコミュニティビジネスの展開を推進する。

地域の特色ある製品については、生産者や流通関係者等が販路拡大やPRなど一体的な取組みを展開し、地域団体商標の登録など地域ブランドの確立を目指す。

担い手の確保・育成については、経営基盤の強化や就労環境の整備等を進め、安定的な経営体の育成を進めるとともに、就業相談や技術習得研修等による就業支援に取り組み、新規就業者の定住・定着を促進する。

また、鳥獣による農林業等への被害により農林業経営等の放棄が発生しないよう、被害の発生状況や地域の実情を踏まえつつ、農林業者、地域住民、関係機関等が密接に連携・協力して、的確かつ効率的な鳥獣被害対策を推進する。

### ①農業

農業者戸別所得補償制度の導入など国の農政転換を踏まえながら、特色ある米作りの一層の推進、転作作物の定着化、地域水田農業ビジョンに位置付けられた担い手育成、転作作物として新規需要米の作付け拡大などを推進する。

多様な消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物や小規模農家でも生産可能な少量多品目生産といった地域の特色を活かした売れるものづくり・競争力のある産地育成を目指す。

新規就農者、農業参入企業、認定農業者、集落営農組織の数の確保に努めるとともに、地域の創意工夫による担い手へのフォローアップを強化し、産業として自立する担い手を育成する。また、担い手への農地集積や生産性の高い農業経営を実現するため、必要な基盤の整備を進める。

また、担い手不在集落等における営農意欲の低下やそれに伴う農地の荒廃に対応するため、市町村、JA、市町村農業公社等の既存組織に農用地のコーディネート機能を付加するなど、地域の農地を守る仕組みづくりを進める。また、地域の話し合いを活発化させ集落営農組織の確保・育成をさらに強力に推進する。

### ②林業

森林資源・所有者情報や需要情報を的確に把握したうえで販売活動の強化を図り、森林施業・経営の集約化を推進し林道・作業道等の基盤整備を進め、計画的な木材供給を目指す。

この取組みを森林組合等の林業事業体が主体となって推進し、木材生産による収益を所有者に還元したり、市町村有林等を含む新たな森林経営管理の仕組みの確立や、伐採跡地の確実な更新等を図ることで、森林資源循環システムを構築する。

原木流通コストを削減し、定時・定量で需要者に届けるため、出荷協定等による相対取

引など流通方法の多様化を推進するとともに、原木市場の機能を維持しながら、新たなニーズに対応した効率的な原木流通体制を整備する。

また、乾燥材供給力を高めるとともに、加工施設の分業化や協業化により製材コストの低減と供給ロットの拡大を図り、地元工務店や大手ハウスメーカー等のニーズに応える供給体制を整備する。

さらに、本物志向や健康などの安心を求める動きもあるため、多様化した消費者ニーズに対応する高付加価値化や新商品の開発、販売戦略を強化する。

森林の適切な維持・管理、公益的機能の発揮や、林業生産活動を活発にしていくため、森林組合を中心とした森林経営の体制づくりを進める。

また、国産材需要が高まる中、森林組合等の事業体の経営基盤強化や事業の合理化、雇用管理の改善を通じて新規就業者の確保・定着、さらに、木材生産に対応できる高度な技術者を育成していく。

森林を県民共有の財産として社会全体で支える仕組みとして、水と緑の森づくりや新たな仕組みの検討に取り組み、県民や企業、市民団体等による森林保全活動等協働による森づくりを推進する。

### ③水産業

近年の燃油の高騰や資源の減少、魚価の低迷など漁業経営を巡る経営環境は厳しい状況である。しかし、本県には高鮮度化・高品質化、あるいは新たな市場の開拓により魚価の向上が期待される水産物は数多く存在する。そのため、販売戦略構築のための調査・研究・マーケティングによって魚価を向上させることにより漁業経営の安定・改善を目指す。

漁業就業者数の減少傾向が続く中で、特に若い漁業者の減少と高齢者の増加が深刻な問題となっている。そのため、沿岸漁業対策としてはU I ターン者等の新規就業者への支援と定着の促進を図ることや、意欲のある担い手への支援を強化する。

また、生産性の高い水産経営を実現するために必要な基盤整備を進めるとともに、基幹漁業の対策としては持続可能な漁業経営体を目指す構造改革を推進する。

水産資源については、本県の漁獲量は近年 10 万トン前後で推移し比較的安定しているが、以前の漁獲量に比べればかなり低い状態である。そのため「資源管理」「栽培漁業」「漁場造成」を一体的に推進し、水産資源の増大を目指していく。

### (3) 地域産業の振興

過疎地域において若者の定住を促進するためには、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている地域産業の振興を図り、雇用機会の確保、所得水準の向上等を図っていくことが重要である。

また、地域産業の有する伝統的技術と先端技術の融合化など、地域の特性や資源を活か

した新しい産業を創出するとともに、既存企業の新分野進出や起業化などにより、地域の産業発展をリードする中核企業の育成を図る必要がある。

このため、過疎地域における企業の経営革新、地域資源活用、農商工連携、地域活性化等に向けた取組みに対し、県、県産業技術センター等の研究機関、しまね産業振興財団、関係市町村、商工団体等が連携・協力した支援体制を構築し、経営相談・技術面・販売面・人材育成等へ積極的に支援していく。

#### **(4) 企業の誘致対策**

県外から優良な企業を誘致し、経済の発展や地域に新たな雇用の場を創出することは、新規学卒者等若者の定住と地域の活性化に大きな効果をもたらすものであり、あらゆる情報や機会を捉えて積極的に誘致活動に取り組んでいく必要がある。

誘致に当たっては、地域での展開が比較的容易であるソフトウェア産業、豊富な水量保有をもととしての用水型産業、安心安全な農林水産品を活用した食品加工業など、地域の特性、優位性、地域資源に着目する中で、特に若者にとって魅力がある企業の誘致を推進していく。

また、既に立地している企業が、国内生産拠点として一層発展するように、再投資の促進や立地環境の整備などを支援する。

労働力の確保や、交通、電力、工業用水等の企業の立地条件について、関係機関と連携し、企業の要請に応じていく。

#### **(5) 起業の促進**

過疎地域において若者の定住を促進するためには、既存企業による地域産業の振興に併せて、新たな起業により雇用の創出を図ることや、若者自らの起業を促進することが必要である。

過疎地域は、近年の高度情報化の進展や交通網の着実な整備により、起業のための条件が整いつつある。

本県の恵まれた自然環境や地域の資源を活用した産業、高齢化社会に対応した福祉関連産業、情報関連産業など特色ある地域ビジネスの育成・起業を促進するため、人材育成や各種助成金、金融制度、相談・指導、情報提供等による支援に努める。

また、地域の実情に即した多様な分野におけるコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、スモールビジネスなど様々な形態による新たな事業展開を推進するため、関係団体と連携して新規事業の立ち上がりを支援する。

#### **(6) 商業の振興**

過疎地域における商業は、人口の減少や高齢化の進展による購買力の低下、また、経営

者自身の高齢化や後継者不足などにより店舗数が大きく減少し、地域によっては日常生活に必要な商品供給が困難な事例も見受けられるようになるなど、非常に厳しい状況におかれている。

過疎地域においては、商店街・商業集積等は、商業拠点機能だけではなく地域社会の拠点機能も併せて有すると同時に、地域における貴重な雇用の場となっており、地域住民への生活サービスの機能確保に総合的に対応する必要があることから、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取組みを推進する。

具体的には、商店街・商業集積等を利用し難い交通不便者なども、日常生活に必要な商品を購入できるよう、過疎地域における集落店舗整備及び移動販売・商品宅配の充実や他産業との連携など地域商業の新たな仕組みづくりを進める。また、当該地域の商業振興と定住環境確保を図るため、ユニバーサルデザイン化や一般公衆利便施設の整備などを進める。

さらに、事業基盤を維持するため、商品供給の円滑化など物流の確保、事業協同組合化や事業を担う人材育成も進める。

#### (7) 観光及びレクリエーション

観光客の旅行ニーズは、地域の個性を重視した特定の目的を持ったものへ変化しており、また、余暇の増大等により比較的長く滞在し、地域の文化や伝統などを十分に堪能する滞在型・拠点型の旅行及び個人・小グループの旅行が増えている。

このような変化に対応するため、本県の豊かな自然や歴史・文化を活用し、体験・学習・参加などの魅力ある滞在メニューを地域が主体となって複数作成し、随時提供できる観光地づくりを進める。また、観光・文化施設を共通テーマにより有機的に結び、周遊性・滞留性の一層の向上をもたらす広域観光を推進していく。併せて、これらの情報を各種メディアを活用し的確に発信していくとともに、首都圏等において戦略的な誘客宣伝を展開する。

また、韓国や台湾、中国などの東アジア地区及び欧米からの外国人観光客の誘致を推進するため、国や隣県、民間団体と連携した商談会開催等による誘致活動を進めるとともに、情報発信や受け入れ体制の充実を図る。

観光客の受け入れに当たっては、観光関連産業従事者のみならず、地域住民が一体となって、あたたかい「おもてなし」の旅づくりの推進や、快適な観光地の整備が必要であり、県民や観光関連産業従事者の意識向上、観光の担い手の育成、案内体制の充実等とともに、観光基盤の整備を推進していく。

なお、事業の実施に当たっては、自然環境そのものが観光資源であるという認識に立って自然環境の保護・保全にも十分配慮する。

## (8) 港湾の整備

環日本海地域における物流拠点・交流拠点としての浜田港、エネルギー港湾としての三隅港、隠岐の人流・物流の拠点港としての西郷港の重要港湾については周辺地域や背後地の開発整備の動向等を勘案し、長期的展望に立った計画のもとに整備を進める。また、その他の地方港湾についても引き続き整備を図っていく。

## (9) 自然エネルギーの利用

本県は県土の約8割が森林を占め、そのほとんどが過疎地域に存在しており、そこには木質バイオマス資源が豊富に存在する。また、太陽光発電や小水力発電など、過疎地域における未利用の資源を活かすことで、過疎地域はエネルギーの供給地になりうると考えられる。

特に、木質バイオマスは、需要と供給が域内で完結できる地産地消の代表的なエネルギーであることから、その立地条件を活かし、林業・製材業・建築業・運輸業等が有機的に連携することで、産業の活性化や雇用の拡大につながると考えられる。

具体的には、燃料となるチップ・ペレット・薪の地域での効率的な供給システムの構築や公共施設、温泉宿泊施設、事業所などへのチップ・ペレット・薪ボイラーやペレット・薪ストーブなどの導入促進による利用の促進を図っていく。

また、風力発電については、事業規模が大規模なことから建設業の活性化、建設作業道の有効利用による林業の活性化も期待される。

自然エネルギーの導入については、平成20年6月に「島根県地域エネルギー導入促進計画」を改定し、導入の促進に向けて取り組んでいるところであり、普及啓発や各種支援制度のPRに努めるとともに、さらなる導入の促進を図っていく。

### 3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

---

#### (1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

県内の幹線道路網は、全国の高速道路網と一体となってネットワークを形成する高速道路を主軸とし、それらと連動して地域の骨格となる一般国道及び県道等により形成されている。

過疎地域の活性化を図っていく上で、幹線道路網の果たす役割は極めて大きいことから、その整備を重点的に進める。また、住民の生活に密着した生活関連道路や幹線市町村道の整備を進める。

農道、林道及び漁港関連道については、農林水産物の生産及び流通の合理化を図り併せて生活環境の改善に資するため整備に努める。

なお、基幹的な市町村道で国土交通大臣の指定するもの、農道で農林水産大臣が指定済みの継続地区については、道路代行制度を活用して整備を進める。

また、高速交通体系整備の一環として、出雲、石見、隠岐の3空港を活用した航空ネットワークの維持・充実を図るとともに、関連アクセス交通網の整備に努める。併せて、3空港の利用促進と利便性向上を目指した取組みを進める。

J R山陰本線については、今後も地域間交流の軸として、更なる利便性向上を図る。

本土～隠岐島内を結ぶ航路は道路の役割を果たしており、利便性向上や利用促進に努め維持・充実を図る。

利用者が減少し、路線の維持・確保が困難になっているバス路線やローカル鉄道などの生活交通については、運行支援や利用促進により、運行の維持・確保を図る。

また、交通空白地域・不便地域における生活交通手段の確保にあたっては、地域の実情に即した運行方法の導入を促進する。

情報化の推進については、過疎地域においても都市部と同様に光ファイバーなどによる超高速情報通信環境の整備を更に促進するとともに、行政の情報化による住民サービスの向上のほか、ICTを活用し、医療や介護、教育分野におけるサービスの向上を推進する。

これらインフラの整備を進め、過疎地域の優れた地域資源の一つである豊かな自然環境、伝統文化等を活かした都市住民と地域住民との地域間交流を促進し、都市住民の過疎地域への理解を深めてもらうとともに、地域住民が自らの地域の魅力を再発見することで、活力ある地域づくりを図る。

#### (2) 県道及び市町村道の整備

県道の総延長2,518.1km(平成21年4月1日現在)のうち、過疎地域内の県道は1,998.4kmで、全体の79.4%を占めている。そのうち主要地方道は963.2kmで、改良率67.3%、舗

装率99.2%であり、一般県道は1,035.2kmで、改良率36.6%、舗装率97.7%である。

これらの県道のうち、県内各地とインターチェンジを連絡する道路や生活圏中心都市と連絡する道路、中山間地域の東西方向の移動を円滑にする道路などを、重点的、計画的に整備していく。一方、集落と公共施設とを連絡する路線やバス路線など、より生活に密着した県道については、地域の実情に合わせ1.5車線の改良を導入するなど、効率的な整備を進める。

また、市町村道については、その総延長14,571.3kmのうち、幹線市町村道は2,980.9kmであり、このうち、過疎地域内は2,096.6kmで全体の70.3%を占めている。

この過疎地域内の幹線市町村道改良率（1車線改良も含む）は76.5%、舗装率は94.3%となっており、今後とも県道の主要幹線道路網と一体となった地域交通ネットワークを形成する路線の整備を重点的に進める。

また、今後老朽化する道路施設の増大に対応するため、これまでの事後的な補修から、予防的、計画的な補修及び補強に転換し、ライフサイクルコストの縮減と効率的な補修を行うためのシステム化を図り、地域の道路網の安全性と信頼性の確保に努める。

さらに、高齢者等だれにでも安全で快適な道路環境を創出するために、交通安全施設の整備にも努めるものとする。

### （3）農道、林道及び漁港関連道の整備

農道・林道については、農林産物の生産及び流通の合理化、生活環境の改善に資するため、市町村道・県道等との連携・調整を図り、その効率的な整備に努める。

漁港関連道は、漁港機能の充実、漁業生産の合理化、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化、併せて漁村環境の改善を図るため、その整備に努める。

また、既設の農道、林道、漁港関連道については、施設の点検診断や機能の保全対策に努める。

### （4）交通確保対策

過疎地域においては、人口の減少と自家用自動車の普及に伴う旅客需要の減少等によって、公共交通機関としての鉄道、バスの運行・維持が極めて困難な状況にある。しかしながら、公共交通機関は高齢者や子どもをはじめとする住民の日常生活には必要不可欠である。

このため、路線の維持・確保が困難となったバス路線については、バス事業者に対して運行費等を助成すると同時に、沿線住民、自治体等による利用促進活動等を促し、維持・確保に努める。

バス路線が廃止された場合においては、代替移動手段が十分に確保されるよう努める。また、交通空白地域・不便地域の解消に向けて、デマンド型の運行や自治会による輸送活

動など、より効率的で地域の実情にあった運行形態で身近な生活交通の確保を図る。

また、本県の鉄道については地域住民、自治体による利用促進運動やアクセス改善などにより各線、各列車の維持存続を図る。

離島航路は、島民の日常生活や産業活動を支える基盤として、道路と同様の役割を果たしている。このため、船舶建造や運航等に対する支援を行うことにより、航路の安定的な確保や利便性向上を図る。

また、出雲、萩・石見及び隠岐の3空港と東京、大阪など大都市を結ぶ航空路線については、積極的な利用促進活動による利用者確保・増加を図り、維持・拡充を図る。離島航空路線など、地域住民の生活面で必要不可欠な航空路線については、必要に応じて運航維持のための助成を行う。

#### **(5) 情報通信施設の整備**

平成23年度末には、県内全域においてDSL又はCATVによる高速インターネット環境の整備が完了する予定であり、さらに、民間通信事業者等によるFTTHやCATVの整備も進み、超高速情報通信環境が整いつつあるが、今後は、市町村が整備する手法などにより、過疎地域での超高速情報通信環境の整備を促進する。

また、平成23年7月に予定されている地上デジタル放送への完全移行について、実施主体である国や放送事業者のほか、県や市町村が連携し、過疎地域においても円滑に移行できるよう「新たな難視聴地域」の解消などに取り組む。

さらに、携帯電話の通じない「不感地域」を解消するため、県や市町村、携帯電話事業者が連携し、移動通信用鉄塔施設等の整備を促進する。

#### **(6) 地域の情報化の促進**

ICTを活用することで、過疎地域においても都市部と同様に、低廉で質の高い情報サービスを受けることができ、また、地域における魅力ある就業の機会の創出や多様な交流機会の増大を図ることができる。

このため、インターネットを利用し、行政分野における申請や届出などのオンライン利用手続きの利用を促進するとともに、県民へのタイムリーな情報発信や住民からの意見提出手続きの利便性の向上を図る。

また、ICTを利用し、高齢者の安否確認や買い物支援、生活情報の伝達、遠隔地医療や電子カルテ等の地域医療の支援や特産品の販売などに取り組む。

さらに、高齢者を含めた住民における情報リテラシーの向上を図るため県内各地で行われている住民自らの学習活動をサポートするほか、県内すべての小、中、県立学校へのインターネット接続や情報教育を担う指導教員の養成を行う。

## (7) 地域間交流の促進

過疎地域には、豊かな自然や伝統文化に加え、温かい地域社会と人間関係が残されているが、都市部はこうした潤いのある地域社会がなくなっており、若者を中心に農山漁村の暮らしに魅力を感じている人が増えてきている。

人口減少・高齢化が進行する中で、人々の価値観に応じて選択可能な暮らしが実現できる社会を構築していく上では、都市と過疎地域が共に支え合う「共生・互恵」の関係にあることを認識し、資源、魅力を共有し、相互の機能分担と連携を深め、地域間で人、物、情報の活発な交流が行われることが求められている。

都市住民が農林水産業や農山漁村での生活を体験し、地域住民との交流を楽しむ「しまね田舎ツーリズム」などを通じて、都市と農村の双方向の対流を促進し、お互いの個性を伸ばしながら、都市部では得られない生活の豊かさと多様性を実感できる地域の形成を図るために、ハード・ソフトにわたる各種の交流基盤の整備を積極的に推進する。

また、地域住民が主体となった地域資源の発掘や滞在メニューの作成等を通じて地域の魅力を最大限に伝え、同時に心の通い合う出会い・交流を通じた新たな産業として発展することを目指す。

## 4. 生活環境の整備

---

### (1) 生活環境の整備の方針

過疎地域における住民生活は都市型へと変化しつつあるが、都市に比較して水道、汚水処理施設などの生活環境の整備が遅れているため、水道の整備、下水道や浄化槽など汚水処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備等を効率的・効果的に進め、快適で文化的な生活環境を確保することが必要である。

また、過疎地域には、四季の彩りが織りなす美しい農山漁村等の自然・景観が残っている。この自然・景観を守り、育て、活用することにより、そこに住みたくくなるような心の豊かさが実感できる生活環境の整備を図り、地域の魅力を高めていく。

### (2) 水道、汚水処理施設の整備

#### ①水道

本県の水道普及率は96.8%（平成20年度末）に達し、全国平均との格差も次第に縮小されつつあるが、全国水準〔97.5%〕では、28位と未だ下位にいる。

特に過疎地域市町村の中には未だ水道普及率が76%と低い団体があり、依然として小規模水道、井戸等を飲料水として使用している住民がいる。

このことから、水道未普及地域の解消と生活様式に即応した水道用水量の確保を図るため、簡易水道を中心とした水道施設の整備を促進するとともに、老朽化等により機能低下した既存施設については、適切な更新改良を進める。

#### ②汚水処理施設

本県の過疎地域の汚水処理施設の普及率は54.5%（平成21年度末）で、年々整備が進んでいるが、県平均（70.4%）との格差は大きい。

過疎地域における定住条件の一つとして、快適な都市型の生活環境施設の整備があり、特に都市部に比較して遅れている。汚水処理施設の整備が重要である。また、過疎地域の集落においても生活様式の変容や多様化等に伴い生活排水による河川等の公共水域の水質悪化が進んでいる。

このため、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の集合・共同処理施設や個別処理が有効な地域においては浄化槽等によって、過疎地域の実態に応じた効率的な汚水処理施設を整備する。

なお、こうした汚水処理施設の整備に当たっては、地域の実態に応じた整備方法を選定し、各事業間で調整を十分に図りながら、円滑な事業実施に努めるものとする。

### ③し尿及びごみ処理施設

し尿及びごみ等の一般廃棄物処理施設については、過疎地域市町村を含め広域的に整備がなされている。

生活環境の向上や地球環境の保全意識が益々高まる中で、ごみの分別や3R（発生抑制、再使用、再生利用）等の推進により、その減量化に努めるとともに、適正に廃棄物処理を行っていかねばならない。

このため、広域処理体制の中で既存施設の長寿命化や計画的な施設整備を図り、適正処理の確保に努める。

### （3）消防・救急施設の整備

本県においては、過疎市町村を含むすべての市町村において常備消防体制を確保しているが、過疎地域の自立の観点からも、今後も引き続き消防職員の確保、施設・設備・装備の充実等に取り組んでいく必要がある。

なお、施設等の新規整備を計画する際には、整備済み施設等と併せ、中長期的な保全計画を策定し、計画的な修繕等を実施することで費用対効果の高い施設運営等に努めるものとする。

また、過疎地域における救急搬送体制を充実するため、島根県救急業務高度化推進協議会を中心として、高度な救命処置を行う救急救命士の養成を一層推進するとともに、ヘリコプター等による広域的な患者搬送体制の充実を図る。

消防団については、少子高齢化による人口減少や住民の地域社会への帰属意識の希薄化などによって団員数は減少傾向にあり、引き続き消防団への入団を促進するとともに、消防団協力事業所の増加や女性消防団員の加入促進を図る。

また、常備消防との連携強化を推進し、自主防災組織との連携も緊密にするなどして消防力の充実強化に努める。

これらを通じて市町村・消防関係機関・地域住民間との連携を図り、災害時要援護者の避難支援対策の充実・向上にも努める。

### （4）景観を活かした地域づくり

過疎地域には美しい自然景観や歴史的・文化的景観が残されており、それが地域の個性と魅力を創出している。

この美しい景観を地域住民の理解を得ながら将来にわたって保全・創造することはもとより、これを活かした地域づくりを地域住民と一体となって進めていく。

このため、市町村の景観づくりや、地域住民の緑化等の自主的な景観づくり活動、海岸漂着ごみ回収等の環境保全活動に対し積極的に支援し、地域の魅力ある景観づくりを促進するとともに、耕作放棄地対策や街並みの空き家対策など景観の修復、創造を進めていく。

## 5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

---

### (1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

#### ① 高齢者の保健・福祉

高齢者が住み慣れた地域で、福祉、介護、保健指導などの必要なサービスが受けられ、安心して暮らせるよう総合的な支援対策の充実に努める。

このため、以下の施策を重点的に推進していく。

- ・ 介護予防の推進
- ・ サービス基盤の計画的な整備
- ・ 介護サービスの質の確保
- ・ 認知症高齢者のための施策の充実
- ・ 地域ケア体制の確立
- ・ 介護人材確保の対策
- ・ 高齢者の積極的な社会参加の推進
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 生きがい活動の推進
- ・ 要介護状態の予防

また、「島根県地域福祉計画」に基づき、身近な生活圏域を単位に行政、住民、NPO、ボランティア等が協働する仕組みづくりや地域福祉活動の核となる人材の育成を推進していく。

#### ② 児童その他の保健及び福祉

過疎地域においては、地域の経済やコミュニティの存立そのものが懸念されていることから、子育て機能の再生を図るため、「次世代育成支援行動計画〔後期計画〕(H22策定)」に基づき、結婚して子どもを産みたいと思う独身男女に対する「出会いの場づくり」の取組みや、子育て支援施策を中心に安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

また、「しまね青少年プラン(H22改訂)」に基づき、次代を担うすべての子ども・若者を健やかに育む地域づくりを進める。

障がい者が住みたい地域でその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図る。

## (2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

### ①高齢者の積極的な社会参加の推進

全国に先駆けて高齢社会を迎えた本県においては、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が支える側に立って活動するよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動のなかで生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を進める。

### ②介護保険サービス等の基盤の整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続していけるよう支援していくことが重要であり、介護保険事業支援計画に基づき、適切なケアマネジメントのもとに居宅・地域密着型・施設サービスのバランスのとれた整備を進めていくことが必要である。

居宅サービスについては、高齢者が要支援・要介護状態になっても、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その自立支援・尊厳保持のために効果的なサービスの拡充を図る。

小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、日常生活圏域単位において、利用者の態様や希望などに応じ柔軟なサービスを市町村が提供できるよう、計画的で適正な基盤整備の推進を支援する。

特別養護老人ホーム等の整備については、入所者の尊厳を重視したケアを実現し、生活の質を改善する観点から、個室・ユニット化を推進するとともに、高齢者に身近な日常生活圏域内でサービスが完結するような、地域密着型サービスとして、小規模介護老人福祉施設等の整備を推進していく。

また、環境上経済上の理由から居宅で養護を受けることが困難な高齢者には養護老人ホームを確保し、処遇改善を図る。

### ③高齢者の健康づくり・生きがい活動の推進

保健・医療・福祉の充実とともに、健康な生活習慣の確立を中心とした健康づくり運動の展開、高齢者の生きがい対策、要介護状態になることの予防対策を総合的に推進し、活力ある明るい長寿社会の実現を図る。

## (3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域では、少子化の進行により児童数の減少が進み、多数の保育所が定員割れとなっている。

一方で、保護者の就労形態の多様化等に伴い、低年齢児（乳児）保育、延長保育など様々な保育サービスへの需要が増加している。

このため、「次世代育成支援行動計画〔後期計画〕（H22.3月策定）」に基づき、地域の実態に即した各種の保健サービスや他施策との連携、高齢者をはじめ様々な地域住民の参画による子育て支援、地域ニーズに適切に対応した保育所や認定こども園の施設整備と小規模保育所における多様な子育て支援サービスの提供等の取組みを支援することにより、安定的・継続的な保育環境を確保し、地域の子育て支援機能の維持・強化を進める。

また、児童数の減少や子どもの遊び方の変化によって、子どもが集い遊ぶ場所の確保が必要となっていることから、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置等を通じ、地域全体で子どもを育む仕組みづくりを進める。

障がい者の地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行を推進するため、相談支援体制の充実、生活の場の確保、就労訓練・活動の場の充実、極めて重度の障がい児・者への支援強化、制度の狭間にある発達障がい者などへの支援体制の整備を図る。

母子保健を含む地域保健サービスを提供する市町村保健センターに、その他の機能を有する各種施設を併設すること等により、子ども、高齢者、障がいのある人たちが交流する場となる市町村保健福祉総合センターの整備を促進する。

## 6. 医療の確保

---

### (1) 医療の確保の方針

島根県内全域で生じている、深刻な医師不足（地域偏在及び診療科偏在）、開業医の高齢化・後継者不足の状況は、過疎地域において特に顕著であり、従来にも増して、大きな、かつ緊急に対応が求められる課題となっている。

こうした状況に対応するため「島根県保健医療計画（H20策定）」に基づき、医師・看護師等の医療従事者確保の取組みをさらに拡充するとともに、限られた医療資源を最大限に有効活用するために、4疾病5事業（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、地域医療）を中心に、従来の医療圏域にこだわらない地域の実情に応じた医療連携体制の構築を推進している。

医師数は、県全体では全国平均を上回っているものの、地域偏在・診療科偏在があり、特に離島・中山間地域を中心に、過疎地域市町村では医師不足は一層深刻化している。今後とも、「地域医療再生計画（H21策定）」に基づき、「島根で働く医師を《呼ぶ》」「島根で働く医師を《育てる》」「島根で働く医師を《助ける》」の3つの柱での取組みをより強化し、総合的に過疎地域の医療確保・充実を図る。

また、看護師等の医療従事者の確保も大きな課題であり、こうした状況が改善されるよう条件整備を図るとともに、従事者の資質の向上に努める。

このように医療従事者確保対策を進める一方、当面のマンパワー不足を補完して必要な医療機能を確保するために、緊急搬送体制の整備等の広域にわたる医療機関間連携を推進する。

### (2) 医師の確保

過疎地域の医師確保対策として、奨学金を活用した医師の養成及び不足する特定診療科（産科、外科、精神科等）への誘導、さらに医学部進学者を増やすため、医療体験セミナーなど高校生に対する働きかけに加え、中学生への医療現場体験の実施など、あらゆる対策を講じていくとともに、医師の供給元である大学との連携の強化を図る。一方で、喫緊の深刻な医師不足の状況に対処するために、県外からの医師を確保するための赤ひげバンク・ドクターバンク事業の活用や、初期・後期研修医の県内定着に向けた支援、勤務医の過重労働の軽減を図るため、医療事務作業を補助する職員の雇用に対する助成等を行う。

また、勤務環境の改善・充実に向け、施設設備の充実や処遇改善等に努める。

### (3) 看護職員等の医療従事者の確保

看護職員の確保・定着に向け、県立大学・県立高等看護学院の設置運営や民間養成所へ

の支援による看護職員の「養成」、看護学生に対する修学資金貸与などによる「県内就業促進」、病院内保育所への支援や新人研修の充実などによる「離職防止」、離職者の再就業に向けた研修の充実などによる「再就業促進」を柱に積極的に取り組みを進めるとともに、看護職員のキャリアアップ支援など看護職員の資質の向上に取り組んでいく。

#### (4) 医療機関間の役割分担と医療連携体制の構築

離島や中山間地域をはじめ医師不足が深刻化していく中で、県民が県内どこでも適切な医療を享受するためには、医療圏域外の医療機関も含めた医療機関間の役割分担と連携を推進することが重要である。

へき地診療所等への施設・設備整備や無医地区等への巡回診療、地域医療拠点病院と診療所間の医師の相互派遣、過疎地域の医療機関への代診医の派遣等、過疎地域の医療課題解決に向けた関係機関による情報共有、連携強化に加え、ドクターヘリの導入等のヘリコプターの有効活用、IT を活用した診療情報の共有化システムの整備や遠隔画像診断システム整備への支援等、広域にわたる医療連携を支援する対策を進める。

また、適切な医療機関への受診等地域住民の正しい理解と協力を得ることも重要であり、シンポジウム開催等の地域が主体となった普及啓発活動への支援にも取り組む。

さらに、へき地診療所や一次救急医療体制の充実等の初期の医療から、救急告示病院やへき地医療拠点病院等の圏域の中核的病院が担う医療、そして高度・特殊な医療まで、各医療機関が診療機能に応じた役割を的確に果たしていけるように、施設・設備整備や運営に対する適時・適切な支援を図る。

## 7. 教育の振興

---

### (1) 教育の振興の方針

地域社会の持続的な発展のためには地域を担う人材を育成することが不可欠であり、また、若い世代の定着を図るためにも、児童生徒にとって良好な教育環境の整備を進めることは重要である。

島根県は豊かな自然や歴史・文化等の地域の教育資源に恵まれており、教育熱心な方々が多くいるなど地域の教育力も高い。そうした特色を生かし、県の教育振興基本計画である「しまね教育ビジョン21」等に基づき、地域への愛着と誇りを育む教育や確かな学力・豊かな心・健やかな体、いわゆる知徳体のバランスのとれた子どもたちを育む教育を行っていくとともに、地域住民の地域社会への主体的な参画を促していく。

### (2) 学校教育の振興等

公立学校（幼稚園を含む。）については、多様な教育への対応、幼児児童生徒の心身の発達段階や特性、学校の特色、地域の特性を活かし、創造性、人間性豊かな幼児児童生徒を育てる地域に開かれた学校づくり、学校環境づくりを進める。

公立学校については、将来の幼児児童生徒数や学校の適正規模、地域のニーズを考慮し、耐震化も含め地域の教育に係る計画を踏まえて整備を進めていく。

公立学校の統合整備に際しては、学校が地域コミュニティや文化的拠点の一つであったり、児童生徒の存在が地域の活力を引き出している場合も多いため、地域住民の理解と協力を得ながら、学校の地域における役割、幼児児童生徒や学校教育活動への影響等に十分配慮するものとする。

屋内・屋外運動場等の施設整備については、学校教育の場としてのみならず、地域における学習・スポーツ文化活動の場として活用できるよう、学校開放を促進する観点で計画段階から配慮し、整備を進める。

冬期の積雪等により通学が困難となる児童生徒のため、必要に応じて寄宿舎の整備を行う。教職員の住宅の整備についても必要に応じて行う。

公立学校の統合等による児童生徒の遠距離通学については、児童生徒や地域住民に過度の負担が生じないように、通学手段の確保に十分配慮することとし、必要に応じてスクールバス等の配備を進めるとともに、公共交通機関を利用する児童生徒については、通学費への支援を行い、保護者の負担軽減を図る。

過疎地域の小規模校の教育水準を確保する観点から、教員の加配や複式学級に係る学習指導方法の改善等を進めていく。また、小規模校での体育活動や地域の指導者の参画を支援する。

学校給食への地場産物活用のための体制整備や支援を行うとともに、学校における食育の充実のため「食に関する指導」の支援を行う。

### (3) 社会教育及びスポーツの振興等

#### ①社会教育の振興等

社会教育施設は、地域のコミュニティ形成と、生涯学習活動を推進する中核的施設として、複合的・多目的な機能を持つよう整備に努めるとともに、関連施設間の情報共有化とネットワーク化を進め、広域的活用の促進を図るものとする。

公民館は、日常生活圏における地域住民の生涯学習の場であるとともに、社会教育の現場であり、その機能の整備を図るとともに、地域における地域課題の解決をめざした取り組みや活動のリーダーの養成を進める。

また、学習を通して地域課題を解決していくために、地域住民が主体的に関わっていく取り組みを公民館が中心となって展開し、地域リーダー養成講座の開催、地域での活動団体への働きかけ、協働体制の構築や自主的な学習グループの育成等を支援する。

図書館については、地域住民の高度化・多様化する学習需要に応え、図書・視聴覚資料をはじめとする総合的な情報提供サービスを充実するため、図書館の整備等を進めるとともに、図書館相互の図書貸借や情報検索システム等のネットワーク化を進める。

その他集会施設については、地域住民自らの力によるコミュニティ機能の維持発展に必要なものであり、地域の実態に即した機能を持つ施設として整備する。

#### ②スポーツの振興等

地域スポーツコミュニティ施設として、既存の学校体育施設を開放し、地域住民の体育活動を促進するとともに、インターネット等を利用し、体育施設やスポーツ指導者情報の提供を行うなど、施設間のネットワーク化を図る。

また、地域の誰もが、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて参加できる、「総合型地域スポーツクラブ」の育成を支援する。

## 8. 地域文化の振興等

---

### (1) 地域文化の振興等の方針

地域文化や芸術文化の振興については、優れた文化を鑑賞する機会や、地域の独自性を活かした多彩な文化を創造する機会、あるいは創造した文化を発表する機会を拡充し、生涯にわたって文化に親しみ、文化を通じた社会参加によっていきいきと暮らせる豊かな環境づくりや、新しい文化を創造していく担い手となる人材の育成を行う。

また、貴重な資源である地域文化の保存・継承を図るとともに、地域住民がこれらの地域文化への理解と愛着を一層強め、積極的に活用することを通じて新しい地域文化の創造が図られるよう支援を行っていく。

### (2) 地域文化の振興等

過疎地域には歴史と風土の中で生まれ、受け継がれてきた豊かな民俗芸能や伝統文化、工芸品や文化遺産等が数多くあり、これら地域文化の伝承や伝統芸能の継承・保存の気運を高めるとともに、これらを受け継ぐ後継者の育成に努める。

また、伝統的なものから新しい創作芸術に至る多彩な文化活動を促進するため、日常の活動成果を発表できる機会を提供していくとともに、県民の自主的な文化活動に対する財政支援制度、文化活動の奨励やその功績を称える顕彰制度の充実などにより、県民や地域が主体となった文化活動の支援に取り組む。

また、優れた芸術文化や伝統芸能、文化財を含めた幅広い文化に触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や芸術文化活動の育成・支援、地域の人々の交流の場を提供するため、文化に関わる多機能・広域的な地域拠点施設の活用と整備を進める。

## 9. 集落の維持、活性化

---

### (1) 集落の維持、活性化の方針

過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、既存の集落単位の取組みだけでは地域を維持することが難しくなっている。

集落の維持・活性化を図るために、これまで地域運営の中心であった集落の機能を補完する多様な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくりを推進する。

また、U I ターンの推進により、様々な分野で地域の担い手を確保するとともに「集落支援員（地域マネージャー）」など地域運営を担う人材の育成・確保を図る。

### (2) 新たな地域運営の仕組みづくり

集落を維持、活性化していくためには、住民が地域の現状を知り、自らの問題として捉え自主的な活動が行えるよう支援する必要がある。

しかし、既存の地縁組織（自治会等）だけでは、担い手の数にも、活動の範囲にも限界があるため、地域住民や NPO 法人、集落営農組織、企業、都市住民、行政など様々な主体が連携・協働し、例えば小学校区、公民館区など、集落を超えた広い範囲で効果的・効率的な地域運営の仕組みづくりを進めていく。

また、「集落支援員（地域マネージャー）」や「地域おこし協力隊」など地域運営に関わる人材の育成・確保や地域課題に取り組む民間団体等の育成・支援を行う。

なお、これらの対策を講じても集落の自治機能が著しく低下し、集落の維持が困難となってきた地域では、住民の意向を十分考慮した上で集落やコミュニティの再編を促していく。

### (3) U I ターンの促進

過疎地域で人口減少、少子高齢化の進行により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われつつある一方で、都市住民の中で田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まりを見せている。

島根の暮らしの情報発信や農山漁村での生活体験、職業や住居等のあっせんなどを通して U I ターンに結びつけ、地域の担い手の確保を図る。

# 参 考 资 料

## 1 過疎地域の占める割合

区分	市町村数		面積(平方キロ)		人口(人)		世帯数	
		割合		割合		割合		割合
過疎地域	19 (注1)	90.5%	5,731.24	85.4%	372,074	50.1%	139,869	53.6%
非過疎地域	2 (注1)	9.5%	976.62	14.6%	370,149	49.9%	120,995	46.4%
計	21 (注1)	100.0%	6,707.86	100.0%	742,223	100.0%	260,864	100.0%

注1) 松江市は合併前の旧美保関町の区域が過疎地域のため過疎地域に計上

出雲市は合併前の旧佐田町及び旧多伎町の区域が過疎地域のため過疎地域に計上

注2) 隠岐の島町の面積には竹島 0.23km<sup>2</sup>を含む。

資料 国土交通省国土地理院「平成21年全国都道府県市区町村別面積調」

総務省統計局「平成17年国勢調査報告」

## 2 人口動向

### ① 総人口

単位：人

区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
過疎地域	575,912	512,292	459,942	444,182	442,753	441,141	423,714	409,203	391,735	372,074
出雲部	181,842	165,949	151,169	146,268	146,037	145,020	140,948	135,982	130,380	124,431
石見部	352,431	310,158	277,559	268,147	267,238	267,280	255,273	247,147	236,116	223,947
隠岐郡	41,639	36,185	31,214	29,767	29,478	28,841	27,493	26,074	25,239	23,696
非過疎地域	312,974	309,328	313,633	324,704	342,042	353,488	357,307	362,238	369,768	370,149
県全体	888,886	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223

出典：国勢調査

### ② 人口増減率

単位：%

区分	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12
過疎地域	▲ 11.0	▲ 10.2	▲ 3.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 4.0	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.0
出雲部	▲ 8.7	▲ 8.9	▲ 3.2	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 2.8	▲ 3.5	▲ 4.1	▲ 4.6
石見部	▲ 12.0	▲ 10.5	▲ 3.4	▲ 0.3	0.0	▲ 4.5	▲ 3.2	▲ 4.5	▲ 5.2
隠岐郡	▲ 13.1	▲ 13.7	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 4.7	▲ 5.2	▲ 3.2	▲ 6.1
非過疎地域	▲ 1.2	1.4	3.5	5.3	3.3	1.1	1.4	2.1	0.1
県全体	▲ 7.6	▲ 5.8	▲ 0.6	2.1	1.3	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 2.5

出典：国勢調査

③若年者比率

単位：％

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
過疎地域	20.0	19.2	18.1	17.8	15.7	14.2	13.4	13.6	13.9	12.8
出雲部	20.5	20.0	18.9	18.3	16.2	14.4	14.0	14.3	14.5	13.3
石見部	20.0	18.9	17.6	17.5	15.5	14.3	13.3	13.4	13.8	12.7
隠岐郡	18.2	17.8	17.8	18.3	15.4	12.0	10.9	11.0	11.9	11.0
非過疎地域	24.6	24.8	24.4	22.7	19.9	18.4	18.6	18.9	18.7	16.7
県全体	21.6	21.3	20.6	19.9	17.5	16.0	15.8	16.1	16.3	14.7

出典：国勢調査

④高齢者比率

単位：％

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
過疎地域	8.7	10.3	12.4	14.0	15.6	17.5	21.0	25.1	29.0	31.5
出雲部	8.1	9.6	11.6	13.0	14.5	16.6	20.1	24.3	28.4	31.1
石見部	8.8	10.6	12.7	14.3	15.9	17.7	21.3	25.3	29.1	31.5
隠岐郡	10.2	11.6	14.0	16.1	17.7	19.9	23.1	27.2	30.4	32.9
非過疎地域	7.9	8.7	9.5	10.3	11.3	12.6	14.8	17.8	20.4	22.7
県全体	8.4	9.7	11.2	12.5	13.7	15.3	18.2	21.7	24.8	27.1

出典：国勢調査

⑤産業別人口

区分	平成17年国勢調査						増減（平成7年比）		
	総数（人）			構成比（％）			▲	▲	▲
	過疎地域	非過疎地域		過疎地域	非過疎地域	過疎地域			
農業	32,423	10,788	21,635	8.8	5.9	11.7	▲ 32.7	▲ 28.2	▲ 34.7
林業	681	115	566	0.2	0.1	0.3	▲ 60.4	▲ 26.8	▲ 63.7
漁業	4,005	1,484	2,521	1.1	0.8	1.4	▲ 30.6	▲ 27.8	▲ 32.1
第1次産業計	37,109	12,387	24,722	10.1	6.7	13.3	▲ 33.3	▲ 28.1	▲ 35.7
鉱業	496	147	349	0.1	0.1	0.2	▲ 34.7	▲ 27.2	▲ 37.5
建設業	41,416	19,737	21,679	11.2	10.7	11.7	▲ 15.3	▲ 4.1	▲ 23.5
製造業	51,173	23,336	27,837	13.9	12.7	15.0	▲ 30.5	▲ 27.3	▲ 33.0
第2次産業計	93,085	43,220	49,865	25.2	23.5	26.9	▲ 24.5	▲ 18.3	▲ 29.2
電気・ガス	2,243	1,359	884	0.6	0.7	0.5	▲ 14.8	▲ 14.4	▲ 15.6
運輸・通信	16,468	8,746	7,722	4.5	4.8	4.2	▲ 14.8	4.0	▲ 29.2
卸売・飲食	81,481	44,505	36,976	22.1	24.2	20.0	2.7	3.6	1.6
金融・保険業	7,136	4,435	2,701	1.9	2.4	1.5	▲ 22.9	▲ 24.0	▲ 21.0
不動産業	1,603	1,176	427	0.4	0.6	0.2	34.9	36.9	29.8
サービス業	110,958	57,693	53,265	30.1	31.4	28.7	12.9	14.7	11.0
公務	16,635	8,425	8,210	4.5	4.6	4.4	▲ 2.2	1.0	▲ 5.3
第3次産業計	236,524	126,339	110,185	64.1	68.8	59.5	4.2	6.8	1.3
分類不能	2,239	1,672	567	0.6	0.9	0.3	419.5	446.4	353.6
合計	368,957	183,618	185,339	100.0	100.0	100.0	▲ 9.2	▲ 2.7	▲ 14.9

出典：平成7年国勢調査  
平成17年国勢調査

### 3 産業の動向

#### ①生産農業所得

区分	農家戸数 (戸)	生産農業所得 (1000万円)	農家1戸 あたり (千円)
過疎地域	32,258	1,347	418
非過疎地域	12,054	632	524
県計	44,312	1,979	447

農家戸数：2005年農林業センサス

生産農業所得：第54次島根農林水産統計年報(H18)

#### ②企業の誘致状況

単位：件

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
過疎地域	2	5	3	5	6	15	14	12	7	8
非過疎地域	5	3	4	4	5	6	10	4	5	12
県計	7	8	7	9	11	21	24	16	12	20
全国	974	1,134	1,123	844	1,052	1,302	1,544	1,782	1,791	1,631

島根県商工労働部調べ

全国の数字は工場立地動向調査による

### 4 公共施設の整備状況

#### ①道路の整備状況

区分	道路種別	実延長(m)	改良済(m)	改良率	舗装延長(m)	舗装率
島根県	県管理国道	562,653	474,304	84.3%	562,653	100.0%
	主要地方道	1,150,554	789,591	68.6%	1,143,233	99.4%
	一般県道	1,367,543	566,246	41.4%	1,336,382	97.7%
	県道計	2,518,097	1,355,837	53.8%	2,479,615	98.5%
	市町村道	14,571,273	7,559,435	51.9%	11,063,901	75.9%
	(うち幹線)	2,980,899	2,351,370	78.9%	2,834,705	95.1%
過疎地域	県管理国道	454,159	378,775	83.4%	454,159	100.0%
	主要地方道	963,232	648,604	67.3%	955,934	99.2%
	一般県道	1,035,174	378,957	36.6%	1,011,028	97.7%
	県道計	1,998,406	1,027,561	51.4%	1,966,962	98.4%
	市町村道	9,291,149	4,711,453	50.7%	7,170,829	77.2%
	(うち幹線)	2,096,614	1,604,410	76.5%	1,976,337	94.3%
非過疎地域	県管理国道	108,494	95,529	88.1%	108,494	100.0%
	主要地方道	187,322	140,987	75.3%	187,299	100.0%
	一般県道	332,369	187,289	56.3%	325,354	97.9%
	県道計	519,691	328,276	63.2%	512,653	98.6%
	市町村道	5,280,124	2,847,982	53.9%	3,893,072	73.7%
	(うち幹線)	884,285	746,960	84.5%	858,368	97.1%

島根県土木部調べ

国道及び県道の改良率はW=5.5m以上

市町村道の改良率はW=5.5m未満の規格改良済を含む

## ②医療施設等の状況

区分	医師数 (人)	医師1人 あたりの 人口	病院・診療所			歯科医師 数 (人)	歯科診療 所数	無医地区数	無医地区 人口 (人)
			施設数	病床数 (床)	人口10万 人あたり 病床数				
過疎地域	665	568.7	422	6,167	1,630.7	183	145	19	3,217
非過疎地域	1,230	301.6	407	6,879	1,854.3	214	146	0	0
県計	1,895	395.3	829	13,046	1,741.4	397	291	19	3,217

平成16年10月1日現在 医療施設調査

平成16年12月31日現在 医師・歯科医師・薬剤師調査

平成21年 無医地区調査

平成16年10月1日 島根県推計人口

## 5 集落の状況

### ①集落の戸数及び高齢化率

戸数 高齢化率	4戸 以下	9戸 以下	14戸 以下	19戸 以下	24戸 以下	29戸 以下	34戸 以下	39戸 以下	44戸 以下	45戸 超	合計
90%以上	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	23
80%以上	7	17	5	1	0	0	0	0	0	0	30
70%以上	6	16	12	5	2	0	0	0	0	0	41
60%以上	12	41	34	21	7	3	2	1	1	4	126
50%以上	7	58	72	64	41	21	20	5	4	13	305
40%以上	7	79	118	140	91	76	30	28	23	50	642
30%以上	15	75	179	203	179	119	99	86	59	213	1,227
20%以上	10	47	108	125	93	78	59	43	49	186	798
10%以上	4	13	13	12	8	15	10	7	8	60	150
10%未満	26	32	17	9	11	10	8	7	6	35	161
合計	106	387	560	580	432	322	228	177	150	561	3,503

島根県地域振興部調べ (H16)